

事務所ニュース



平成 27 年 10 月号

◆ トピックス

○ 東京の最低賃金は、907円に！

今年の各都道府県の最低賃金が発表されました。
関東近県は下記のとおりとなっています。

東京都	907円←888円(+19円)
埼玉県	820円←802円(+18円)
千葉県	817円←798円(+19円)
神奈川県	905円←887円(+18円)
茨城県	747円←729円(+18円)
山梨県	737円←721円(+16円)

全国の状況はこちら↓

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/

○ 改正労働者派遣法、ついに施行

9月30日に施行日を迎えた改正労働者派遣法ですが、施行当日は、多くの資料が厚生労働省のホームページに掲載されました。特に労働者派遣事業関係業務取扱要領については、実務上、とても重要になるものですが、423ページもあり目を通すことは、なかなか難しいものです。そこで「平成27年労働者派遣法改正法の概要」という資料も同時に公開されました。27ページに以下の内容がまとめられています。

- (1)労働者派遣事業の許可制へ一本化
- (2)労働者派遣期間制限の見直し
- (3)キャリアアップ措置
- (4)均衡待遇の推進
- (5)労働契約申込みなし制度
- (6)その他の内容

概要資料のダウンロードはこちら

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

もともと特定派遣事業をされていた会社様では、キャリア形成や均等待遇などよりも、許可申請に必要

な資産額の基準が気になっていたと思います。小規模事業所向けの暫定措置が予想されていましたが、派遣労働者の人数別に2パターン用意されました。

(1)常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主は、当分の間(終期は未定)

→基準資産額：1,000万円、現預金額：800万円

(2)常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主は、平成30年9月29日までの間

→基準資産額：500万円、現預金額：400万円

資料の3ページに記載されていますのでご確認ください。

○ 本人交付用の源泉徴収票へのマイナンバーの記載は不要になりました

今月中旬からマイナンバーの通知書が発送されますが、国税庁から給与所得の源泉徴収票への記載に関する情報が公開されました。

これまで給与所得の源泉徴収票に関して、来以降、記載が必要とされてきましたが、10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、マイナンバー法施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける人に交付する源泉徴収票などへのマイナンバーの記載は行わないこととされました。交付の際に個人情報の漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたとのこと。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要となります。

国税局から公開されたリーフレットはこちら↓

https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail:info@suzuki-consultant.com

URL:http://suzuki-consultant.com/